

令和 8 年 5 月 25 日
水管理・国土保全局 海岸室
気象庁 大気海洋部 気象リスク対策課

水防法及び気象業務法の改正に伴う高潮予報海岸の指定について ～全国初の高潮予報海岸として、「富山湾沿岸」(黒部市・入善町・朝日町)を指定～

「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が施行される令和8年5月 29 日にあわせ、全国初の高潮予報海岸[※]として、「富山湾沿岸」(黒部市・入善町・朝日町)を指定することとしました。

「富山湾沿岸」(黒部市・入善町・朝日町)では、かねてより度重なる高潮・高波被害を受けており、平成 20 年2月には下新川海岸にて高波による甚大な被害が発生しています。高潮予報海岸の指定により、今後は、これまで以上に高潮・高波による浸水被害からの的確な避難判断に資する情報が提供されます。

今後も引き続き全国の各海岸の指定手続きを進めてまいります。

※高潮予報海岸とは令和8年5月 29 日に施行される水防法に基づき国土交通大臣が指定を行う海岸で、高潮によって重大な損害を生ずるおそれがある海岸が指定されます。

国土交通省では、予測モデルや観測技術の開発を行い、潮位に波の打上げ高を加味した予測を可能としました。今後、指定した海岸においては、国土交通省、気象庁、都道府県が共同して、波の打上げ高を加味した、より精緻な高潮予報を行ってまいります。

<関係資料の掲載先について>

新たな防災気象情報の具体的内容や変更点等については、以下の特設ページにて掲載しています。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 砂防部 海岸室 課長補佐 鬼頭、係長 遠山

代表 03-5253-8111(内線 36337,36323)、直通 03-5253-8472

気象庁 大気海洋部 気象リスク対策課 高潮災害対策官 廣澤、係長 谷崎

代表 03-6758-3900(内線 4209, 4210)、直通 03-3434-9051

富山湾沿岸(黒部市・入善町・朝日町) 高潮予報指定区域図

参考資料

地理院地図
GSI Maps



(高潮予報海岸における共同予報・警報の創設)

- 潮位予測に加えて、海岸地形や施設を考慮した「波の打上げ高」を反映し、より精緻な高潮予報を国土交通省、気象庁、都道府県の三者共同で行うことで高潮・高波による浸水被害からの的確な避難判断につなげる。

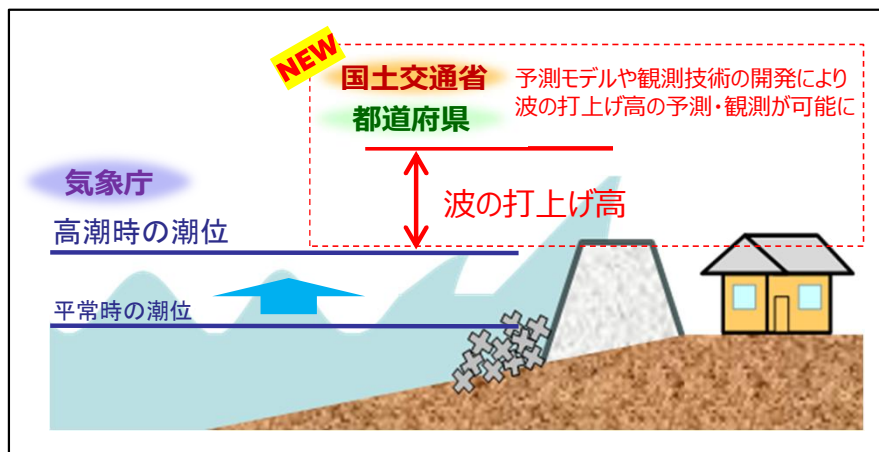
(発表基準等の見直し)

- レベル5 高潮特別警報は、台風等を要因とする発表基準から、浸水被害が発生する潮位に発表基準を変更することで切迫感のある情報を提供
- レベル2～4 高潮情報は、浸水被害のおそれがある潮位になる時間からリードタイムをとることで避難のための時間を確保

(氾濫通報に係る基準の明確化)

- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを確認した海岸管理者等がプッシュ型で通報、警戒レベル5 相当情報の発表につなげることで、迅速な緊急安全確保措置の発令やその他の的確な水防活動につなげる。発生前でも切迫していれば躊躇なく通報するために基準を明確化した。

● 高潮予報海岸における共同予報・警報の創設



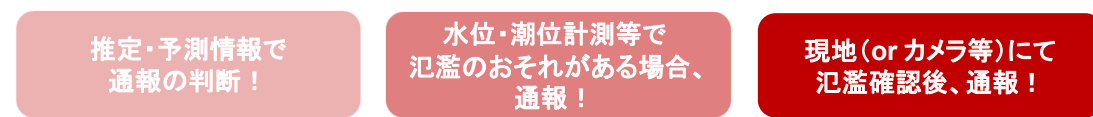
国土交通省、都道府県と気象庁が有する技術・情報により、精緻な高潮予報を三者で共同発表

● 発表基準等の見直し



● 氾濫通報に係る基準の明確化

海岸管理者等が、発生前でも切迫していれば躊躇なく通報するために基準を明確化した



情報の確度 → 高

氾濫通報